

# 長野市政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日長野市条例第1号

## 改正

平成16年3月30日条例第6号

平成17年3月30日条例第2号

平成20年9月19日条例第50号

平成20年12月25日条例第54号

平成25年2月28日条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、長野市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、長野市議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、長野市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に月額8万5,000円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの各区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付する。

- 2 政務活動費は、各半期の最初の月（月の中途において新たに結成された会派にあっては、その翌月）に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 半期の中途において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会若しくは除名があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 5 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。
- 6 政務活動費は、交付に係る月の20日に交付する。ただし、その日が市の休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 会派の所属議員数に異動が生じた場合には、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第5条** 政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広報・広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るための活動に必要な経費に対して交付する。

2 会派は、政務活動費を別表に定める経費の範囲で使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

**第6条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

**第7条** 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

**第8条** 市長は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条第2項に規定する経費の範囲で支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じなければならない。

(透明性の確保)

**第9条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行うこと等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものと

する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(長野市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 長野市特別職報酬等審議会条例（昭和41年長野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成16年3月30日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月30日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月19日条例第50号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年12月25日条例第54号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年2月28日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の長野市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に同条の規定による改正前の長野市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

**別表**（第5条関係）

区分	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派が行う先進地調査、現地調査等に必要な経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派が行う資料の作成に必要な経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等）
資料購入費	会派が行う図書、資料等の購入に必要な経費
広報・広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への報告及び広報活動に必要な経費又は市政、会派の政策等に市民の意見を反映するための会議等に必要な経費（印刷製本費、通信運搬費、会場費、旅費、茶菓料等）
人件費	会派の政務活動費に係る事務を行う職員を雇用する経費
事務所費	会派の政務活動費に係る事務を行う事務所の設置、管理等に必要な経費（賃借料、維持管理費、備品購入費等）
その他の経費	その他必要な経費